

地方税財源の充実確保に関する決議

地方財政は、社会保障などの財政需要の増加により、平成25年度において13.3兆円に上る巨額の財源不足が生じるなど、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、今後も住民に欠かすことのできない行政サービスを安定的に行うとともに地域経済の活性化を図るためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、平成26年度税制改正及び地方財政対策に当たり、特に下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 平成26年度税制改正

(1) 固定資産税は、市町村の基幹税であるため、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産に係る固定資産税は、税収が1.6兆円程度で安定的に推移しており、仮に廃止・縮小されるようなことがあれば、市町村の財政に多大な影響が生じることから、「機械及び装置」に係る課税を含め現行制度を堅持すること。

(2) 自動車取得税・自動車重量税は、税収のうち5,000億円程度が市町村に配分され、非常に貴重な税財源となっている。このため代替財源を確保しない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

- (3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (4) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

2. 平成26年度地方財政対策

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障などの財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、地方交付税を増額し、一般財源総額を確保すること。
- (2) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を堅持すること。
- (3) 財源不足については、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率引上げにより対応すること。

以上決議する。

平成25年11月6日

全国市議会議長会